

## 精神科における検査ガイドライン策定について ～より適正な副作用モニタリングを目指して～

### 【目的】

抗精神病薬の副作用にはアカシジアなどの錐体外路症状や心電図異常など比較的短期間に身体に現れるものと、肥満や糖・脂質代謝異常など長期にわたる経過の中で現れるものがある。前者は従来から注目されており、評価尺度によるモニタリングや対処法は比較的確立しているが、後者のような長期にわたる経過の中で現れる副作用については臨床現場での認知度、注目度は低い。今回、院内検査ガイドラインを策定し、定期的な副作用モニタリングに基づき、より安全で適正な精神科薬物治療の実践に取り組んだので報告する。

### 【方法】

診療部、検査部、看護部と事前協議を行った上、薬剤部で院内検査ガイドライン案を作成し、診療連絡委員会の承認を得て「院内検査ガイドライン」を策定した。同時に「炭酸リチウム血中濃度測定血液検査オーダープロトコル」を策定した。

### 【結果】

医師によって検査項目・頻度に差異があったが、検査ガイドラインの策定により、これらの標準化と共に治療の質（適正な副作用モニタリング）の確保に繋がった。またガイドラインやプロトコルがあることにより、薬剤師は医師に対して提案をしやすくなり、より適正な治療に繋がった。

### 【考察】

ガイドラインに基づき定期的に検査を行うことにより、副作用の早期発見・対応が可能となった。現状では業務量の点から薬剤師による検査オーダーの確認は入院患者が対象である。今後、人員確保等を図り、外来患者にも対象を広げていく必要がある。

### 【結論】

精神科における副作用モニタリングは短期的及び長期的にわたる身体リスクを予防、軽減するだけでなく、副作用による服薬アドヒアランスの低下を予防し、治療の中断を回避するという重要な役割を持っている。薬剤師が副作用モニタリングを行うことで、より安全で適切な精神科薬物療法を提供していきたい。検査ガイドラインの策定はそのための有効な手段である。